

あなたの商標出願、もっと早く結果が出るかも!?

—「早期審査」制度をご活用ください!!—

ライフサイクルの短い商品・サービスを扱う事業者等にとって、商標の早期権利化は事業活動を行う上で非常に重要です。特許庁では、平成29年から、**早期審査の対象を拡大**しており、早期審査が使いやすくなっておりますので、ぜひ活用をご検討ください。申請にかかる**手数料は無料**です！



● 早期審査のイメージ ●

スタート

ゴール

通常審査

平均 **7** ヶ月 程度

最初の通知

早期審査

平均 **1.8** ヶ月 程度

最初の通知

※平成30年1月時点

約4倍の
スピード審査!!

● 新たに対象に加わった出願 ●

出願人（ライセンシー）が、出願商標を指定商品(指定役務)に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「**類似商品・役務審査基準**」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

💡 メリット

- ✓ 早期審査の対象として認められるかの予測がたてやすい！
- ✓ 一部の商品（役務）について使用していれば（使用の準備を相当程度進めていけば）対象として認められる！
- ✓ 「指定商品・指定役務に係る拒絶理由」に該当する可能性が低いため、権利化までの期間も非常に短くなるのが期待できる！

● もっと詳しく知りたい方は ●

商標早期審査・早期審理の概要（特許庁ウェブサイト）

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

